

甲賀市空き家バンク活用事業

市内にある空き家の利用促進を目的に設立された甲賀市空き家バンクのさらなる活性化を目指し、新たに2種類の補助制度を設けました。

※ 法人または物件を事業所等として使用される個人事業主は対象になりません。

1. 家財処分事業

所有者や購入者等（賃借人）が行った空き家バンク物件内に残置された家財処分費用の一部（最大10万円）を補助します。



《 補助詳細 》

- 家財整理や収集運搬及び処分にかかった費用のうち、事業者へ依頼して発生した費用を補助します。
- 収集運搬及び処分については、地域別で指定された事業者に処理依頼して発生した費用で、家庭系一般廃棄物が補助対象となります。
- 所有者または購入者等が申請することができます。
- 過去に家財処分事業で補助を受けた物件については、対象になりません。
- 補助額については、事業者へ依頼して発生した費用のうち1/3で、最大10万円となります。

《 提出書類 》

- ◆空き家バンク活用事業（家財処分事業）補助金交付申請書（様式第1号）
- ◆家財処分事業にかかる費用が分かるもの
- ◆家財処分前の現況（全景）写真
- ◆購入者等が申請する場合は、登記簿または賃貸借契約書類 ※写し可
- ◆その他市長が必要と認める書類（事前チェックシート）

2. 成約事業

空き家バンク登録物件が売買や賃貸借で成約した際、所有者が宅地建物取引業者へ支払った手数料の全部または一部（最大5万円）を補助します。



《 提出書類 》

- ◆空き家バンク活用事業（成約事業）補助金交付申請書（様式第2号）
- ◆成約にあたって宅地建物取引業者に支払う報酬額が分かる書類の写し
- ◆その他市長が必要と認める書類（事前チェックシート）